

# 審決分類及び判決分類について

特許庁 審判部審判課  
審判企画室課長補佐  
後藤 彰

PROFILE

平成4年特許庁入庁、平成19年4月より現職



## 1

### はじめに

有用な特許情報にアクセスするために用いられている検索キーとして、公開特許公報や特許公報に付与された国際特許分類（IPC）やFIは広く知られている。

一方、審決公報及び判決公報にも、それぞれ、審決分類、判決分類と呼ばれる標識が付与されている。審決分類及び判決分類も、国際特許分類（IPC）やFIと同様、特許情報の検索に有益なツールとなりうるものであるので、その意味及び活用について紹介する。

## 2

### 審決分類・判決分類の意味

審決分類及び判決分類は、審決・判決を事件の種類及び審決・判決で主として論じられている事項（以下「判示事項」という。）の内容並びに審決・判決の結論及び技術、物品、商品の分類（区分）などの別によって分類した標識である。

審決分類及び判決分類は、4～8桁からなる「基本分類」と基本分類のあとにハイフンをつけて接続する「補助分類」とから構成されている。そして、基本分類は、さらに、3～5桁の「事件の種類別分類」と1～3桁の「判示事項別分類」とから構成され、読みやすくするために、それらの間に点を入れている。また、補助分類は、結論内容による区分とIPCなどの分類区分とからなっている。

〔例〕



基本分類の1桁目は特許（P）、実用（U）、意匠（D）、商標（T）の別を示し、2桁目は審決の場合は1であり、知財高裁判決の場合は3となる。3～5桁目は、審判又は裁判の種類を示しており、例えば、113は全ての請求項（区分）に対する無効審判を表し、8は拒絶査定不服審判を表している。判示事項別分類は、審決・判決がどのような法律的事項を論じているかを示すものであって、事件の種類により異なったものが用いられている。

補助分類の結論内容による区分は、審決・判決の結論を表示し、原査定を取り消して登録する場合にはWY、原査定を維持して登録しない場合にはZである。また、審判段階で拒絶理由が通知されて、拒絶査定が維持された場合にはWZと表記される。そして、分類区分は、特実の場合にはIPCのサブクラスまでを、意匠の場合には意匠分類を、商標の場合には商標分類を用いている。

したがって、〔例〕の場合には、特許の拒絶査定不服審判の審決であり、審判段階で拒絶理由が通知されて、29条2項により、拒絶査定が維持されたことがわかる。

また、判示事項の内容が複数にわたるときは、その主要点として論じられた事項についての分類を主分類とし、その他の参考になる事項を副分類として付与している。

殊に重要なものは判示事項であるので、さらに詳しく紹介する。

特許の無効審判や拒絶査定不服審判の場合、よく使用される判示事項別分類は以下のとおりである。

- 111 . . . 公知
- 112 . . . 公然実施
- 113 . . . 刊行物記載

- 121 . . . . 進歩性
- 14 . . . . 産業上利用性
- 536 . . . . 詳細な説明の記載不備
- 537 . . . . 請求の範囲の記載不備
- 561 . . . . 新規事項追加の補正
- 562 . . . . 原文新規事項追加の補正
- 571 . . . . 請求項の削除
- 572 . . . . 請求項の限定的減縮
- 573 . . . . 誤記の訂正
- 574 . . . . 明りょうでない記載の釈明
- 575 . . . . 独立特許要件

このように、判示事項別分類は特許法の条文と対応しているため、判示事項別分類を確認するだけで、拒絶の理由となった根拠条文を把握することができる。

なお、事件の種類別分類、判示事項別分類、結論内容の具体的なコードは、審判便覧に記載されているので、特許庁ホームページで確認することができる。

### 3 審決分類・判決分類の利用

このように、審決分類及び判決分類には、審決・判決の判示事項や結論が含まれているため、審決・判決の本文を読むことなく、内容や結論を把握することができる。

審決分類及び判決分類は、審決公報、判決公報の【審決分類】、【判決分類】の見出しの後に記載されているので、機械的に審決分類・判決分類を抽出することは容易である。

【例】(副分類が存在する場合)

【審決分類】

- P18 . . . 14 -Z (G06Q)
- P18 . . . 572 -Z (G06Q)

したがって、審決分類・判決分類を検索キーとして、審決公報・判決公報を検索するシステムを構築することは、それほど困難なことではなからう。そのようなシステムを構築すれば、審決分類及び判決分類を用いて、過去の審決及び判決結果を効率的に参照することができる。

例えば、判示事項別分類とIPCに着目し、過去数年間に発行された審決公報の中から、同一IPCかつ同一判示事項別分類の審決のみを抽出することも可能である。そのようにして抽出された審決を解析すれば、特定分野における判断手法についての知見を得ることができると思われ、また、同様なことを判決分類に対して行えば、裁判所の考え方を理解する一助になる。

また、自社の有する権利について無効審判が請求された場合には、その請求理由を判示事項別分類に当てはめ、過去の審決公報・判決公報の中から、類似の事件群を探し出すことができる。類似の事件が、どのような場合に無効となり、どのような場合に特許維持となったかを調査すれば、審判官に対して説得力のある答弁書を作成できるであろう。

さらには、無効審判や取消審判に対して出訴され、被告となった場合にも、同様にして、判決公報を抽出し、抽出された判決公報に記載されている裁判所の判断を参考にすることは、準備書面での主張の論理構築の助けとなるであろう。単に、当該事件の審決と同様の主張を繰り返すだけでは、裁判所を納得させることが困難な場合もある。争点の良く似た判決公報に記載されている裁判所の判断を分析すれば、どのような論理構成で原告の主張に対して反論すると効果的であるかが分かるであろう。

### 4 おわりに

審決分類及び判決分類は、それぞれ、審決公報、判決公報から容易に抽出できるものであるから、その利用形態としては、この他にも、いろいろとあると思われる。読者各自の活動分野に応じて、適切な計算機システムを構築し、有意義な情報を効率よく取得してもらいたい。そして、審判分類及び判決分類を活用することにより得られた情報を、審判請求の厳選や取り下げなどにも役立てていただければ、幸いである。